

令和 7 年度 活動計画（案）

委員会	事業内容
全会員共通	校外安全対策（登校時旗振り・地域パトロール） 校内身分証明携帯
全委員会共通	学校行事協力 運営委員会、学校整備、カーテン洗い
学年 保健体育委員会	運動発表会運営協力 次年度専門委員選出
広報成人教育委員会	市 P 連成人教育委員会、人権セミナー、 人権教育実践報告会出席 広報紙「ひこさと」発行(年 2 回) 市 P 連広報委員会（広報紙づくり研修会）出席
地域委員会	班活動班編成と安全登校協力 旗振り当番作成、町内会への連絡 市 P 連交通校外委員会 出席(1 学期)
イベント運営委員会	彦郷フェスタ運営 学校行事協力
本部会	新旧委員研修会・総会開催・PTA 会費集金 運営委員会開催、「運営委員会だより」発行 育成会、市 P 連事業 配布新入生説明会にて PTA の案内 専門委員会との連携・対応

彦郷小学校 PTA 活動方針

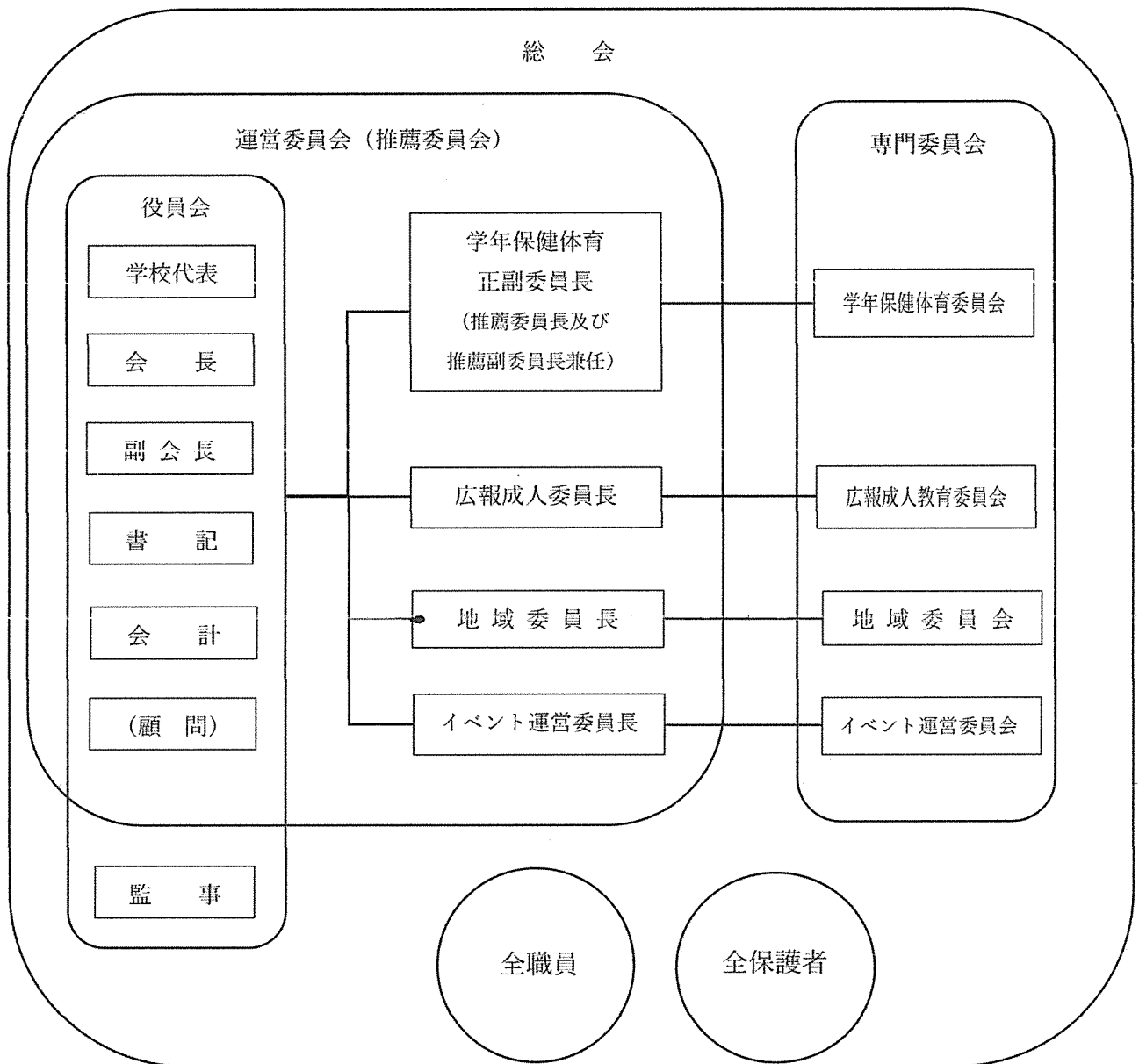
1. 活動目標

地域の中で育ちあい、共に支えあう PTA 活動

2. 基本方針

- 子どもと共に学び、育ち合う PTA
- 学校教育への理解と協力を進める PTA
- 地域との連携を高め、豊かな環境づくりを進める PTA

3. 彦郷小学校 PTA 組織図

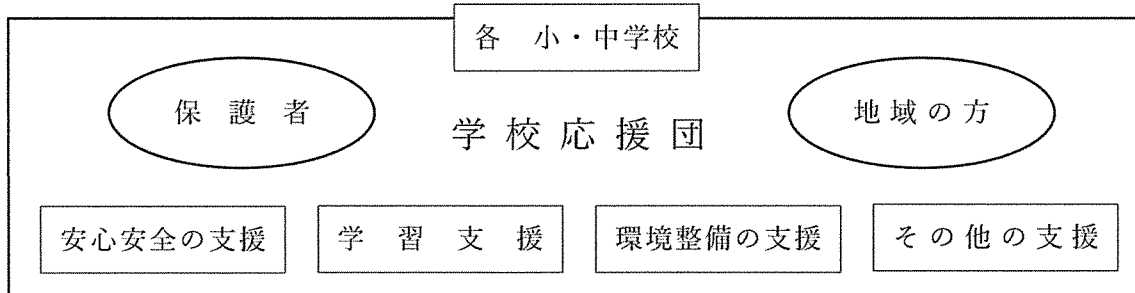


彦郷小学校 学校応援団 紹介

<学校応援団とは> (埼玉県教育委員会ホームページより抜粋)

埼玉県教育委員会が推奨する取組で、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいいます。

<組織について> (三郷市学校応援団推進事業の資料より抜粋)



<具体的な取り組み内容>

彦郷小学校では、主に次のような活動をしています。

安心安全の支援	登下校時の見守り	スクールガード（地域）の皆さん
学習支援	校外学習に伴う見守り・引率 （まち探検・ザリガニつりなど）	保護者
	家庭科授業の手伝い（ミシンの補助など）	保護者
	算数教室（夏休み・冬休み）	中学生
	昔遊び	8 街区の三葉会の皆さん
	※ その他、必要に応じて声かけしています。	
環境整備の支援	校内遊具などの修繕・作製	地域の方
	除草作業ボランティア	保護者・地域の方
その他の支援	読み聞かせボランティアサークル 朝の読み聞かせ：毎週金曜日 8:20~8:35 アフタヌーンブック：水曜日 昼休み	保護者・地域の方
	図書環境ボランティアサークル 活動日：毎週月・木曜日 午前中	保護者
	※ 読み聞かせ・図書環境のサークルは随時参加者を受け付けております。	
	彦郷フェスタ	彦成みこし会の皆さん

<取り組みに対する感想（学校より）>

学校応援団の皆様の活動により、教育環境が整備充実され、教育活動が活性化され、同時に子供たちの笑顔が増えました。また、学校応援団の皆様との心のふれあいを通して、多くの方に支えられていることに気づき、「感謝の心」や「思いやりの心」を育むことができました。

<今後の課題>

学校応援団への新規の協力者を増やし、継続的に活動することを可能にして、より充実した活動を図ってまいります。

三郷市立彦郷小学校 P T A 会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、三郷市立彦郷小学校 P T A と称し、事務所を彦郷小学校内におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかる事を目的とする。

第3条 この会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 会員の教養を高め、親睦をはかる。
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡提携によって、児童の校外生活を指導する。
- (3) 児童の教育環境の向上に努める。
- (4) その他目的達成に必要な事項。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関に協力する。
- (2) 特定の政党や宗教等にかたよる事なく、また営利を目的とする行為は行わない。
- (3) この会又はこの会の役員の名で、公私の選挙の立候補又は候補者の推薦をしない。
- (4) 学校の教育活動を助成するためには、意見を述べることができる。
- (5) 学校の人事、その他学校の管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、彦郷小学校に在籍する児童の保護者と彦郷小学校に在勤する教職員とする。

第6条 校長および教職員は、会員としての立場のほかには学校管理上必要と認めた時は、各種の会議に出席して意見を述べ、調整にあたる。

第7条 この会の会員は、会費の納入をもって入会に同意したものとする。

会費は一家庭年額 3,000 円とし、年度初めに一括納金とする。

入会時は月額 250 円（入会月を含む）を一括納金する。退会時の返金を行わない。

第8条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第9条 この会の会員は、三郷市 P T A 連合会の会員となる。

第5章 機関

第10条 この会を運営するために次の機関をおく。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 運営委員会 (4) 学年保健体育委員会 (5) 広報成人教育委員会
- (6) イベント運営委員会 (7) 地域委員会

第11条 総会は、全会員をもって構成される最高の議決機関である。

第12条 総会は、年度初めに会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告、決算報告及び事業計画案、予算案の承認。
- (2) 会則及び細則等の制定及び改廃の承認。
- (3) 役員及び委員の承認。
- (4) その他必要事項。

第13条 総会は、会員の1/3以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状による出席は認められるが、議決権の行使は認められない。

第14条 総会の正副議長は、役員及び委員長を除いた会員の中から選出する。議決は、出席者の過半数によって決する。

第15条 臨時総会は、会長及び運営委員会が必要と認めた時又は会員の1/3以上から要求があった時、会長が招集する。

第16条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第17条 役員会は、総会に提出する議案及びこの会の運営に関する必要事項を企画し審議する。その構成は、正副会長・書記・会計・校長・教頭とする。

第18条 この会に若干名の顧問を置くことができる。

第19条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で会長が招集する。その構成は、正副会長・書記・会計・校長・教頭・学年保健体育正副委員長・広報成人教育正副委員長・イベント運営委員正副委員長・地域委員長とする。

第20条 運営委員会は次のことを行う。

- (1) 役員会より提案の総会に提出する議案の審議決定
- (2) 各委員会より提出された事業計画案及び予算案の審議決定
- (3) この会の運営に関する必要事項の審議決定
- (4) 推薦委員会の開催
- (5) その他必要事項

第21条 各専門委員会は別途「施行細則第2章」に定める。

第6章 役員の構成及び任務

第22条 この会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 P 1名
- (2) 副会長 P 2名以上
- (3) 書記 P 2名+T 1名(教頭)
- (4) 会計 P 2名+T 1名(教頭)
- (5) 監事 P 2名
- (6) 顧問 若干名

第23条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

第24条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長はこの会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 書記は総会及び運営委員会の議事並びに各委員会の活動に関する事項を記録保存しこの会の事務を処理する。
- (4) 会計は総会が決定した予算に基づいて、この会のすべての会計事務を行い、財務を管理する。
- (5) 監事はこの会の経理を監査する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応じ会議に出席する事ができる。

第25条 役員は、全会員の中より推薦、立候補を募り、推薦委員会によって選出される。

第7章 会計及び会計監査

- 第26条 この会の経理は、会費及びその他の収入をもって充て、総会で議決された予算に基づいて施行し、決算は会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第27条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第28条 監事は会員の中から2名選出し、その年度の会計を監査し、総会に報告する。

第8章 個人情報

- 第29条 この会の個人情報の取り扱いは次の通りとする。
- (1) 役員及び委員から収集した個人情報は、この会の目的を達成することに限り、この会と本校で利用する。
また、会長を管理責任者とし、紛失・破壊・改ざん及び漏えいなどの危険防止に努める。
 - (2) 役員及び委員の個人情報は第三者に開示しない。ただし法令の定める場合にはこの限りではない。
 - (3) この会の任務達成のために名簿を作成した場合、これを第三者に提供してはならない。ただし、役員及び委員の氏名のみ、一般に公開するものとする。
 - (4) 会員の個人情報が必要となった場合は、本校と連携・連絡を取り共有する。会員の個人情報の取り扱いには十分注意するとともに、この会の目的達成以外には利用しない。
- 第30条 この会の写真及び動画の取り扱いは次の通りとする。
- (1) 写真に人物が写っている場合、一般にPTA活動として容認される範囲であれば、掲載の承諾は取らない。
 - (2) 撮影した動画についても写真と同等の扱いとする。

第9章 免責

- 第31条 この会は、その活動において安全確保や権利の尊重に努めるが、不測の事態で何らかの損失が起こった場合、いかなる責任も負わないものとする。

第10章 細則

- 第32条 この会則に定めるものの他、運営・施行に必要な事項は別に定めるものとする。

付則

この会則は、昭和55年10月25日より施行する。

昭和58年	2月 7日	一部改正	平成19年	5月10日	一部改正
昭和61年	5月17日	一部改正	平成25年	5月 2日	一部改正
昭和62年	5月 9日	一部改正	平成30年	4月25日	一部改正
昭和63年	5月14日	一部改正	平成31年	4月24日	一部改正
平成 1年	1月21日	一部改正	令和 2年	6月30日	一部改正
平成 5年	5月 1日	一部改正	令和 3年	5月18日	一部改正
平成 8年	5月18日	一部改正	令和 4年	5月10日	一部改正
平成11年	1月22日	一部改正	令和 6年	5月 8日	一部改正
平成14年	5月10日	一部改正	令和 7年	4月25日	一部改正(案)
平成18年	5月11日	一部改正			

施行細則

第1章 目的

第1条 この細則は、三郷市立彦郷小学校PTA会則第32条の規定に基づき、三郷市立彦郷小学校PTAの運営・施行に必要な事項を定める事を目的とする。

第2条 役員及び専門委員について、下記の事項に従う。

1. 会員は、本校に在籍する児童1人につき1回以上、役員又は専門委員として活動する。
2. 専門委員は、細則第2章に定められた各委員会活動の外、必要に応じて学校行事やPTA行事等に協力する。
3. 役員又は専門委員に選出された後に、これを辞退する時は必ず本人が任務を遂行する者を代わりに立てる。
4. 役員経験者（監事を除く）及び専門委員長経験者は専門委員長選出の際、その任を辞退することができる。ただし立候補についてはこの限りではない。

第2章 専門委員会

第3条 学年保健体育委員会

1. 各学級より1名以上選出し、正副委員長1名を互選する。
2. 学年、学級における会員の親睦を図り、学年行事等の企画運営や学校行事等への協力活動を行う。
3. 児童が心身ともに健やかに成長するよう、保健体育に関する行事等に協力する。

第4条 広報成人教育委員会

1. 各学級より1名以上選出し、正副委員長各1名を互選する。
2. 広報活動を通じて、この会の活動内容に関する会員相互の理解や資質の向上を図る目的で、広報紙の企画編集及び発行を行う。
3. 会員の教養を高め、会員同士の親睦を図ることを目的とし、講演会等への出席及び講習会等の企画運営を行う。

第5条 地域委員会

1. 赤コース(旧彦成1丁目)から委員長1名、青コース(旧彦成2丁目(県営・学区外含む))から委員長1名、緑コース(旧団地)から委員長1名、副委員長は計3名、班長より互選する。
2. 地域の実情を踏まえて児童の教育及び生活環境を整備充実させ健全な校外生活を育成するための活動をする。
3. 他の専門委員会とは、活動期間及び活動基盤が異なる。

第6条 推薦委員会

1. 推薦委員長は学年保健体育委員長が兼任、推薦副委員長は学年保健体育副委員長が兼任する。
2. 運営委員会にて開催する。
3. 推薦活動においては、PTAの本旨を理解する役員を選出する責任を担い、他の何人からも干渉されない。
4. 会則第22条に満たない場合、過去本部役員経験者及び新一年生を除く新規会員より役員を選出する。
5. 原則として、会長は推薦活動により選出する。

第7条 イベント運営委員会

1. 各学級より1名以上選出し、正副委員長1名を互選する。
2. イベント運営委員会は、彦郷フェスタ主催や各学校行事を補佐する。

第3章 慶弔規定

第8条 慶弔規定を次の通り定める。

1. この規定を受ける者を次の通りとする。
 - (1) 会員
 - (2) 本校在学中の児童
2. この規定の適用及び慶弔額は次の通りとする。

(1) 会員が死亡した場合	10,000円
(2) 児童が死亡した場合	10,000円
(3) 児童が10日以上入院した場合	3,000円
(4) 教職員が結婚した場合	5,000円
(5) 教職員に子どもが誕生した場合	5,000円
(6) 教職員が専任退職した場合	5,000円
(7) 教職員が10日以上入院した場合	3,000円
(8) 教職員の家族（一親等に限る）が死亡した場合	5,000円
3. 上記の外、必要事項が生じた場合は、運営委員会に諮り承認を得る。

第4章 旅費

第9条 旅費規程を次の通り定める。

1. この会の用務のために出張した場合は、旅費を支給する。
2. 旅費が支給される用務の範囲については会長の要請及び承認による事項とする。
3. 旅費の支給は以下に従う
 - (1) 三郷市内の出張には支給しない。
 - (2) 三郷市外へ出張には、最も経済的な通常の経路での公共交通機関運賃のみ請求することができる。
ただし、天災その他やむを得ない事由で経済的な経路での出張が困難な場合は、実費請求できるものとする。

付則

この細則は、昭和55年10月25日より施行する。

昭和58年	4月28日	一部改正	平成23年	12月20日	一部改正
昭和61年	5月17日	一部改正	平成25年	2月7日	一部改正
昭和62年	5月9日	一部改正	平成26年	3月10日	一部改正
平成5年	5月1日	一部改正	平成27年	5月8日	一部改正
平成8年	5月18日	一部改正	平成30年	4月25日	一部改正
平成11年	1月22日	一部改正	平成31年	4月24日	一部改正
平成12年	5月9日	一部改正	令和2年	6月30日	一部改正
平成14年	5月10日	一部改正	令和3年	5月18日	一部改正
平成18年	5月11日	一部改正	令和4年	5月10日	一部改正
平成19年	5月10日	一部改正	令和7年	4月25日	一部改正
平成22年	5月6日	一部改正			